

北九州市在宅人工呼吸器使用患者・災害時総合支援事業
プロジェクトチーム意見交換会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市在宅人工呼吸器使用患者・災害時総合支援事業プロジェクトチーム意見交換会（以下「意見交換会」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 意見交換会は、北九州市における在宅人工呼吸器使用患者への災害時支援に関する課題等について情報を共有し、日頃からの備えを含む災害時支援のあり方について意見交換を行う。

(組織)

第3条 構成員は、学識経験のある者、在宅人工呼吸器使用患者等への医療及び福祉に関する事業に従事する者、在宅人工呼吸器使用患者及び家族等のうちから、保健福祉局長が依頼する。

2 構成員のうち1名は、構成員の互選により座長となる。

3 構成員の選任期間は就任から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 座長は構成員を総括し、招集し、意見交換会を主宰する。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、保健・医療・福祉その他の分野の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 意見交換会に関する事務は、保健福祉局健康危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。